

新旧対照表

(公益通報者保護法を踏まえた地方公共団体の通報対応に関するガイドライン (外部の労働者等からの通報))

新	旧
<p>公益通報者保護法を踏まえた地方公共団体の通報対応に関するガイドライン (外部の労働者等からの通報)</p> <p style="text-align: right;">平成 29 年 7 月 31 日 令和 8 年 5 月 29 日最終改正 消 費 者 庁</p>	<p>公益通報者保護法を踏まえた地方公共団体の通報対応に関するガイドライン (外部の労働者等からの通報)</p> <p style="text-align: right;">令和 4 年 6 月 1 日 消 費 者 庁</p>
<p>1. 本ガイドラインの意義及び目的</p>	<p>1. 本ガイドラインの意義及び目的</p>
<p>公益通報者保護法（平成 16 年法律第 122 号。以下「法」という。）は、通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有する行政機関に対し、外部通報に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置をとることを義務付けている（法第 13 条第 2 項）。</p> <p>地方公共団体が国の行政機関との連携を図りつつ、外部の労働者等からの通報に対応する仕組みを整備し、これを適切に運用することは、事業者に対する行政の監督機能の強化並びにそれを契機とした事業者における内部通報制度の整備及び改善に向けた自主的な取組の促進に寄与するなど、事業者の法令遵守の確保につながるものである。</p> <p>また、外部の労働者等からの通報を積極的に活用した情報の早期把握を通じて、地方公共団体が適切な法執行を行っていくことは、地域住民の生活の安定及び社会経済の健全な発展にも資するものである。</p> <p>本ガイドラインは、以上の意義も踏まえて、地方公共団体において、外部の労働者等からの法に基づく公益通報及びその他の法令違反等に関する通報を適切に取り扱うため、各地方公共団体において取り組むことが求められる基本的事項等を定め、もって通報者の保護を図るとともに、事業者の法令遵守を推進することを目的とし、各地方公共団体においては、本ガイドラインを踏まえながら、各地方公共団体の実情等も勘案し、法が求める措置を講ずる必要がある。</p> <p>なお、本ガイドラインは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言として位置付けられるものであり、各地方公共団体において一層充実した通報対応の仕組みを整備及び運用すること、又は各地方公共団体の規模等の実情に応じた適切な取組を行うことを妨げるものではない。</p> <p>また、本ガイドラインにおいて「法令」とは、各地方公共団体が制定する条例、規則その他の規程を含むものとする。</p>	<p><u>「公益通報者保護法の一部を改正する法律」(令和 2 年法律第 51 号)により改正された</u>公益通報者保護法（平成 16 年法律第 122 号。以下「法」という。）<u>で</u>は、通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有する行政機関に対し、外部通報に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置をとることを義務付けている（法第 13 条第 2 項）。</p> <p>地方公共団体が国の行政機関との連携を図りつつ、外部の労働者等からの通報に対応する仕組みを整備し、これを適切に運用することは、事業者に対する行政の監督機能の強化並びにそれを契機とした事業者における内部通報制度の整備及び改善に向けた自主的な取組の促進に寄与するなど、事業者の法令遵守の確保につながるものである。</p> <p>また、外部の労働者等からの通報を積極的に活用した情報の早期把握を通じて、地方公共団体が適切な法執行を行っていくことは、地域住民の生活の安定及び社会経済の健全な発展にも資するものである。</p> <p>本ガイドラインは、以上の意義も踏まえて、地方公共団体において、外部の労働者等からの法に基づく公益通報及びその他の法令違反等に関する通報を適切に取り扱うため、各地方公共団体において取り組むことが求められる基本的事項等を定め、もって通報者の保護を図るとともに、事業者の法令遵守を推進することを目的とし、各地方公共団体においては、本ガイドラインを踏まえながら、各地方公共団体の実情等も勘案し、法が求める措置を講ずる必要がある。</p> <p>なお、本ガイドラインは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言として位置付けられるものであり、各地方公共団体において一層充実した通報対応の仕組みを整備及び運用すること、又は各地方公共団体の規模等の実情に応じた適切な取組を行うことを妨げるものではない。</p> <p>また、本ガイドラインにおいて「法令」とは、各地方公共団体が制定する条例、規則その他の規程を含むものとする。</p>
<p>2. 通報対応の在り方</p>	<p>2. 通報対応の在り方</p>

新	旧
(1) 通報対応の仕組みの整備及び運用 ① (略)	(1) 通報対応の仕組みの整備及び運用 ① (同左)
② 各地方公共団体は、通報対応の仕組みについて、内部規程(条例を含む。)を作成し、 <u>ウェブサイト等を用いる方法により、外部の労働者等に対して</u> 公表する。	② 各地方公共団体は、通報対応の仕組みについて、内部規程(条例を含む。)を作成し公表する。
③ (略)	③ (同左)
(2) 通報受付窓口の設置 ① 各地方公共団体は、外部の労働者等からの通報を受け付ける窓口(以下「通報窓口」という。)及び通報に関連する相談に応じる窓口(以下「相談窓口」という。)を、 <u>ウェブサイトや庁内掲示板等を用いる方法により</u> 、通報者及び相談者(以下「通報者等」という。)に明確になるよう設置する。	(2) 通報受付窓口の設置 ① 各地方公共団体は、外部の労働者等からの通報を受け付ける窓口(以下「通報窓口」という。)及び通報に関連する相談に応じる窓口(以下「相談窓口」という。)を、通報者及び相談者(以下「通報者等」という。)に明確になるよう設置する。
② (略)	② (同左)
③ (略)	③ (同左)
④ (略)	④ (同左)
(3) 担当者の配置及び育成 (略)	(3) 担当者の配置及び育成 (同左)
(4) 秘密保持及び個人情報保護の徹底 ① (略)	(4) 秘密保持及び個人情報保護の徹底 ① (同左)
② (略)	② (同左)
③ (略)	③ (同左)
(5) 利益相反関係の排除 ① (略)	(5) 利益相反関係の排除 ① (同左)
② (略)	② (同左)
(6) 通報対象の範囲 (略)	(6) 通報対象の範囲 (同左)
(7) 通報者の範囲	(7) 通報者の範囲

新	旧
<p>通報窓口では、通報対象事実又はその他の法令違反等の事実に関する事業者に雇用されている労働者又は通報の日前1年以内に当該労働者であった者、当該事業者を派遣先とする派遣労働者又は通報の日前1年以内に当該派遣労働者であった者、当該事業者の取引先の労働者又は通報の日前1年以内に当該労働者であった者、<u>当該事業者から業務委託を受けている特定受託事業者の特定受託業務従事者又は通報の日前1年以内に当該特定受託事業者の特定受託業務従事者であった者</u>、当該事業者の役員のほか、当該事業者の法令遵守を確保する上で必要と認められるその他の者からの通報を受け付ける。</p>	<p>通報窓口では、通報対象事実又はその他の法令違反等の事実に関する事業者に雇用されている労働者又は通報の日前1年以内に当該労働者であった者、当該事業者を派遣先とする派遣労働者又は通報の日前1年以内に当該派遣労働者であった者、当該事業者の取引先の労働者又は通報の日前1年以内に当該労働者であった者、当該事業者の役員のほか、当該事業者の法令遵守を確保する上で必要と認められるその他の者からの通報を受け付ける。</p>
<p>(8) 公益通報以外の通報の取扱い ① (略)</p>	<p>(8) 公益通報以外の通報の取扱い ① (同左)</p>
<p>ア.(7)に掲げる事業者の法令遵守を確保する上で必要と認められるその他の者が、通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、当該通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有する地方公共団体に対し、法第3条第1項第2号に掲げる要件((i)通報対象事実が生じ、若しくはまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由がある場合(以下「真実相当性の要件」という。))、又は(ii)通報対象事実が生じ、若しくはまさに生じようとしていると思料し、かつ、法第3条第1項第2号イからニまでに掲げる事項を記載した書面を提出する場合(以下、(i)と(ii)を併せて「保護要件」という。))を満たして通報するものである場合</p>	<p>ア.(7)に掲げる事業者の法令遵守を確保する上で必要と認められるその他の者が、通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、当該通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有する地方公共団体に対し、法第3条第2号に掲げる要件((i)通報対象事実が生じ、若しくはまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由がある場合(以下「真実相当性の要件」という。))、又は(ii)通報対象事実が生じ、若しくはまさに生じようとしていると思料し、かつ、法第3条第2号イからニまでに掲げる事項を記載した書面を提出する場合(以下、(i)と(ii)を併せて「保護要件」という。))を満たして通報するものである場合</p>
<p>イ.(略)</p>	<p>イ.(同左)</p>
<p>② (略)</p>	<p>② (同左)</p>
<p>(9) 匿名による通報の取扱い (略)</p>	<p>(9) 匿名による通報の取扱い (同左)</p>
<p>3. 通報への対応</p>	<p>3. 通報への対応</p>
<p>(1) 通報の受付と教示 ① (略)</p>	<p>(1) 通報の受付と教示 ① (同左)</p>
<p>② (略)</p>	<p>② (同左)</p>
<p>③ (略)</p>	<p>③ (同左)</p>
<p>④ (略)</p>	<p>④ (同左)</p>

新	旧
⑤ (略)	⑤ (同左)
⑥ (略)	⑥ (同左)
(2) 調査の実施 ① (略)	(2) 調査の実施 ① (同左)
② (略)	② (同左)
③ (略)	③ (同左)
④ (略)	④ (同左)
(3) 受理後の教示 (略)	(3) 受理後の教示 (同左)
(4) 調査結果に基づく措置の実施 (略)	(4) 調査結果に基づく措置の実施 (同左)
(5) 通報者への措置の通知 ① (略)	(5) 通報者への措置の通知 ① (同左)
② (略)	② (同左)
(6) 意見又は苦情への対応 (略)	(6) 意見又は苦情への対応 (同左)
4. 通報者等の保護	4. 通報者等の保護
(1) 通報者等の保護 (略)	(1) 通報者等の保護 (同左)
(2) 通報者のフォローアップ (略)	(2) 通報者のフォローアップ (同左)
5. その他	5. その他
(1) 通報関連資料の管理 (略)	(1) 通報関連資料の管理 (同左)

新	旧
(2) 職員への周知 (略)	(2) 職員への周知 (同左)
(3) 事業者及び労働者等への周知等 ① 各地方公共団体は、当該地方公共団体の区域内の事業者及び労働者等に対する広報の実施、説明会の開催その他適切な方法により、法、「公益通報者保護法第11条第1項及び第2項の規定に基づき事業者がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針」(令和3年8月20日内閣府告示第118号。 令和8年3月31日一部改正内閣府告示第15号 。以下「指針」という。)及び「公益通報者保護法に基づく指針(令和3年内閣府告示第118号)の解説」(令和3年10月13日消費者庁。 令和8年3月31日最終改正 。以下「指針の解説」という。)の内容並びに当該地方公共団体における通報窓口、通報対応の仕組み等について、周知するよう努める。	(3) 事業者及び労働者等への周知等 ① 各地方公共団体は、当該地方公共団体の区域内の事業者及び労働者等に対する広報の実施、説明会の開催その他適切な方法により、法、「公益通報者保護法第11条第1項及び第2項の規定に基づき事業者がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針」(令和3年8月20日内閣府告示第118号。以下「指針」という。)及び「公益通報者保護法に基づく指針(令和3年内閣府告示第118号)の解説」(令和3年10月13日消費者庁。以下「指針の解説」という。)の内容並びに当該地方公共団体における通報窓口、通報対応の仕組み等について、周知するよう努める。
② (略)	② (同左)
(4) 協力義務等 ① (略)	(4) 協力義務等 ① (同左)
② (略)	② (同左)
③ (略)	③ (同左)
(5) 通報対応の評価及び改善 ① (略)	(5) 通報対応の評価及び改善 ① (同左)
② (略)	② (同左)
(6) 消費者庁の役割 ① (略)	(6) 消費者庁の役割 ① (同左)
② (略)	② (同左)
③ (略)	③ (同左)
(7) 都道府県の役割 (略)	(7) 都道府県の役割 (同左)
改正履歴	(新設)

新	旧
<u>平成 29 年 7 月 31 日制定</u> <u>令和 4 年 6 月 1 日一部改正</u>	